

第2章 横断面の構成

2-7 自転車道、自転車歩行者道および歩道 道路構造令規定の抜粋 自転車道

- 第10条 自動車及び自転車の交通量が多い…道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 2 自転車の交通量が多い…道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い…道路…には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
 - 3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。
 - 5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第2章 横断面の構成

2-7 自転車道、自転車歩行者道および歩道 道路構造令規定の抜粋 自転車歩行者道

第10条の2 自動車の交通量が多い…道路(自転車道を設ける道路を除く。)…には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上、その他の道路にあつては3メートル以上とするものとする。
- 4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第2章 横断面の構成

2-7 自転車道、自転車歩行者道および歩道 道路構造令規定の抜粋 歩道

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路…、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路…又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第3種又は第4種第4級の道路…には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第2章 横断面の構成

2-7 自転車道、自転車歩行者道および歩道

道路構造令規定の抜粋

歩行者の滞留の用に供する部分

第11条の2 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、**横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留**により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な**通行が妨げられない**ようにするため**必要がある場合**においては、主として**歩行者の滞留の用に供する部分**を設けるものとする。

第2章 横断面の構成

2-7 自転車道、自転車歩行者道および歩道

■歩道、自転車道等(概説)

交通機能、空間機能の存在

必要な機能の確保

車道とは独立したネットワークの形成

- ・歩行者空間、自転車空間の検討
- ・連続性の確保

安全性の観点から歩行者、自転車、自動車の分離を
考慮

バリアフリー化

第2章 横断面の構成

2-7 自転車道、自転車歩行者道および歩道

設置の考え方

自転車道

- ・ 次の場合、両側に設ける（やむを得ない場合を除く）
 - 自動車及び自転車の交通量が多い道路
 - 自転車の交通量が多い道路で、必要がある場合
 - 自動車及び歩行者の交通量が多い道路で、必要がある場合

自転車歩行者道

- ・ 自動車の交通量が多い道路（自転車道を設ける場合を除く）には、両側に設ける（やむを得ない場合を除く）

第2章 横断面の構成

2-7 自転車道、自転車歩行者道および歩道

設置の考え方

歩道

- ・ 次の場合、両側に設ける（やむを得ない場合を除く）
 - 第4種の道路（第4級を除く）
 - 歩行者の交通量が多い第3種の道路
（第5級を除く）
 - 自転車道を設ける第3種又は第4種第4級の道路
- ・ 第3種又は第4種第4級の道路には、必要がある場合に設ける（やむを得ない場合を除く）

第2章 横断面の構成

2-7 自転車道、自転車歩行者道および歩道 設置の考え方

道路構造令では、歩行者、自転車、自動車の交通量
に応じて設置を判断する旨規定

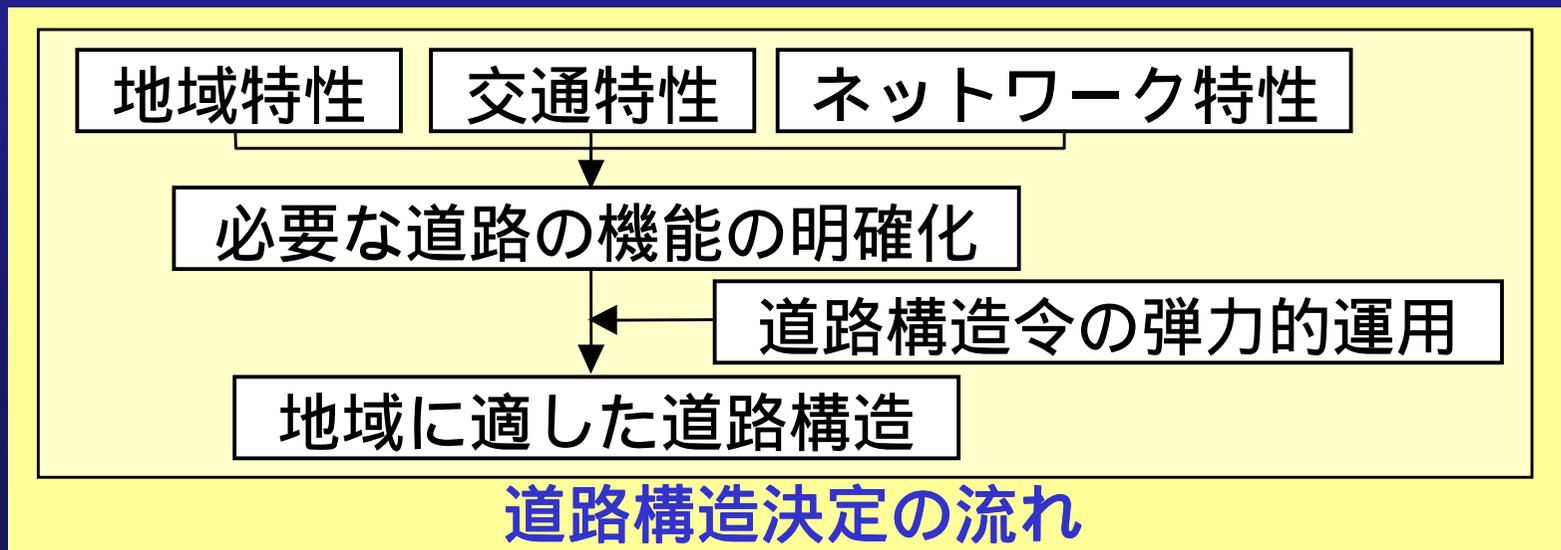
+

地域特性（沿道の立地状況、気象条件等）

交通特性（歩行者の属性、利用形態等）

ネットワーク特性（道路の種類等）

も考慮



第2章 横断面の構成

2-7 自転車道、自転車歩行者道および歩道 設置の考え方

歩行者、自転車空間ネットワークの検討

- ・ 利用施設的位置等から歩行者、自転車の経路等を検討
- ・ 空間ネットワークの連続性の検討

歩道、自転車道等の設置

地域の状況等を考慮した対応

第2章 横断面の構成

2-7 自転車道、自転車歩行者道および歩道

地域の状況等を考慮した歩道等の設置

自動車交通量が多い幹線道路

- ・ 歩道、自転車道等を両側に設置
- ・ ただし、山間部の第3種の道路であっても、民家等の立地がなく、集落等の連絡経路でない箇所は、歩道等設置の必要性は低い

第2章 横断面の構成

2-7 自転車道、自転車歩行者道および歩道

地域の状況等を考慮した歩道等の設置

自動車交通量が少ない生活道路

- ・ 自動車交通の抑制により、良好な歩行空間を確保することが適切となる場合が多い
- ・ 歩道、自転車道等の設置の必要性は低い
- ・ ただし、通学路等、安全に関して特別な配慮を要する道路であれば、片側のみであっても設置する方がよい

第2章 横断面の構成

2-7 自転車道、自転車歩行者道および歩道

交通量別の歩道設置状況

12時間 自動車交通量 (台/12h)	12時間歩行者類交通量 100(人/12h)未満			
	両側歩道 (%)	片側歩道 (%)	歩道なし (%)	延長 (km)
500未満	2	6	93	26,264
500 ~ 999	2	13	85	21,533
1,000 ~ 2,999	5	23	71	40,183
3,000 ~ 9,999	17	35	48	41,446
10,000以上	45	29	26	17,251

第2章 横断面の構成

2-7 自転車道、自転車歩行者道および歩道

■交通量別の歩道設置状況

12時間 自動車交通量 (台/12h)	12時間歩行者類交通量 500 (人/12h)以上			
	両側歩道 (%)	片側歩道 (%)	歩道なし (%)	延長 (km)
500未満	2	25	73	4
500 ~ 999	3	6	90	55
1,000 ~ 2,999	14	14	71	353
3,000 ~ 9,999	41	22	36	2,030
10,000以上	82	10	8	4,619

第2章 横断面の構成

2-7 自転車道、自転車歩行者道および歩道

幅員

基本的な寸法と占有幅

(上段:寸法/下段:占有幅、単位:m)

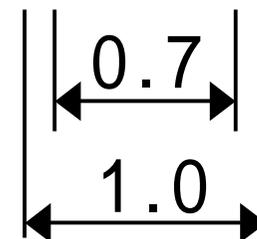
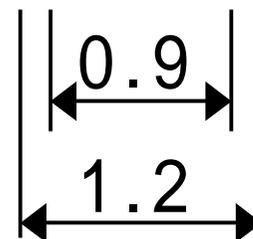
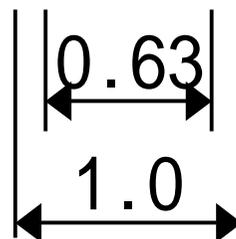
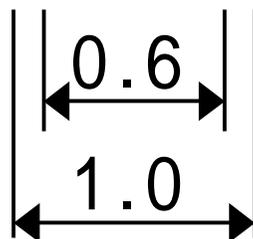
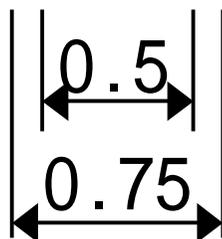
歩行者

自転車

車いす

杖使用者

シニアカー
(ハンドル形
電動車いす)



第2章 横断面の構成

2-7 自転車道、自転車歩行者道および歩道

幅員

自転車道

- ・ 2 m以上とする（やむを得ない場合は、1.5 m
まで縮小できる）
- ・ 路上施設を設ける場合は、建築限界を勘案して定める
- ・ 幅員は、その道路の自転車の交通の状況を考慮して定める

第2章 横断面の構成

2-7 自転車道、自転車歩行者道および歩道

幅員

自転車歩行者道

- 歩行者の交通量が多い道路は4 m以上、その他の道路は3 m以上とする
- 路上施設等を設ける場合は、上記の幅員に、規定された路上施設等の幅員を加えた幅員とする（第3種第5級又は第4種第4級の道路で、やむを得ない場合を除く）
- 幅員は、その道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定める

第2章 横断面の構成

2-7 自転車道、自転車歩行者道および歩道

幅員

歩道

- 歩行者の交通量が多い道路は3 . 5 m以上、その他の道路は2 m以上とする
- 路上施設等を設ける場合は、上記の幅員に規定された路上施設等の幅員を加えた幅員とする（第3種第5級又は第4種第4級の道路で、やむを得ない場合を除く）
- 幅員は、その道路の歩行者の交通の状況を考慮して定める

第2章 横断面の構成

2-7 自転車道、自転車歩行者道および歩道 幅員

最小幅員

路上施設等を設ける場合に必要な幅員

交通の状況に応じた幅員

- ・ 利用形態に応じた幅員
- ・ 交通量を考慮した幅員
- ・ 滞留機能のための幅員

第2章 横断面の構成

2-7 自転車道、自転車歩行者道および歩道

幅員

多様な利用形態とその占有幅

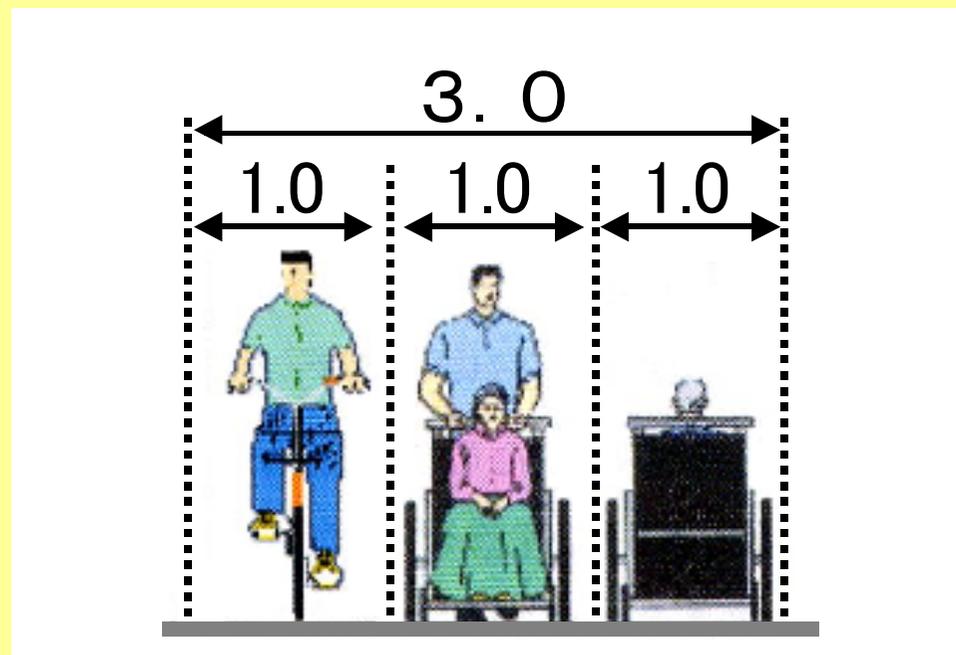
多様な利用形態	占有幅 (m)
乳母車を押して歩く	0 . 7 5
傘を差して歩く	1 . 0
両手に荷物を持って歩く	1 . 0
車いすを押して歩く	1 . 0
視覚障害者が盲導犬と歩く	1 . 5
2人で話しながら歩く	1 . 5 ~ 2 . 5
ウィンドウショッピングをする	1 . 5 ~ 2 . 0
家族4人で並んで歩く	3 . 0

第2章 横断面の構成

2-7 自転車道、自転車歩行者道および歩道

幅員

(単位:m)



自転車歩行者道の例

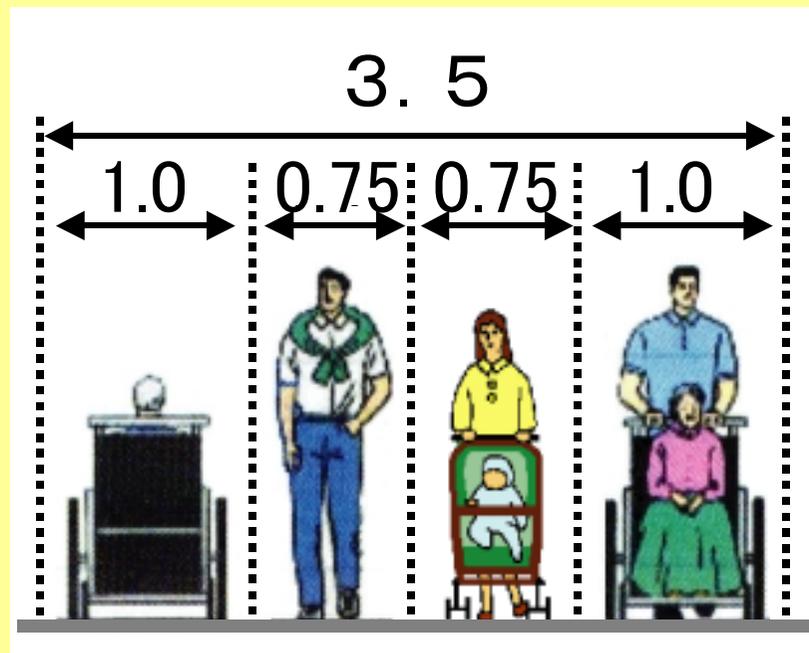
第2章 横断面の構成

2-7 自転車道、自転車歩行者道および歩道

幅員

利用形態を勘案した幅員

(単位:m)



歩道の例(病院等の周辺)

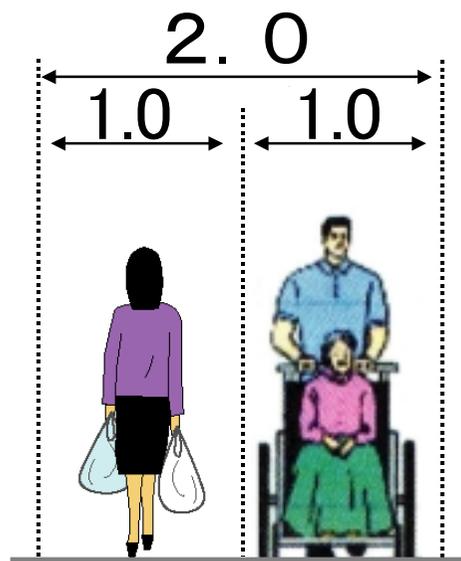
第2章 横断面の構成

2-7 自転車道、自転車歩行者道および歩道

幅員

利用形態を勘案した幅員

(単位:m)



歩道の例(歩行者が少ない場所)

第2章 横断面の構成

2-7 自転車道、自転車歩行者道および歩道 幅員

留意事項

幅員の決定にあたっては、道路構造令に規定する最小幅員を満たすほか、次の要件にも留意して適切な幅員となるようにしなければならない

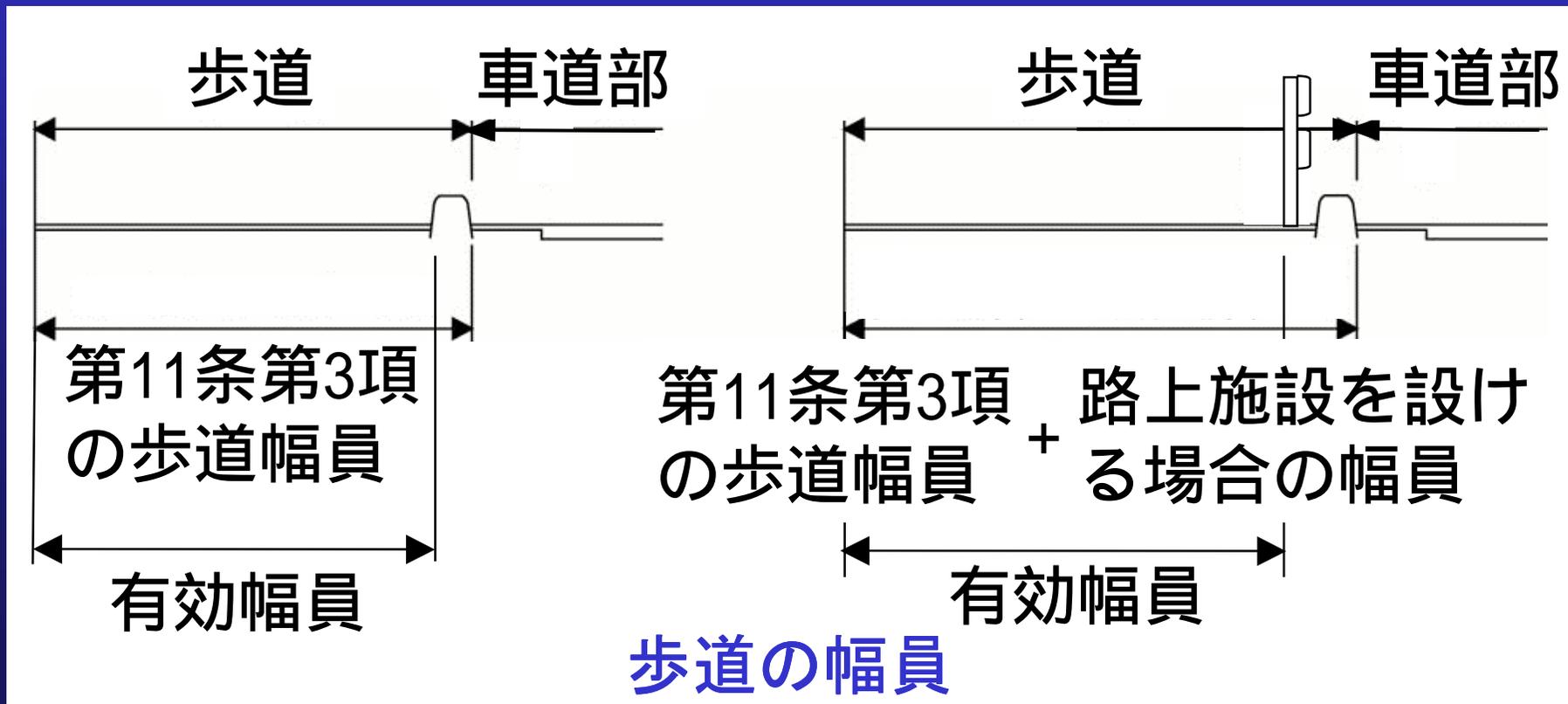
）歩行者の安全かつ快適な通行を確保するため、多様な利用形態を勘案し、商業地域、駅周辺などでは、歩行者等の交通量やピーク時間特性、歩行形態等を十分考慮して、適切な幅員とする

第2章 横断面の構成

2-7 自転車道、自転車歩行者道および歩道 幅員

留意事項

) 歩行者等の移動円滑化のため、有効幅員をできるだけ連続して確保する

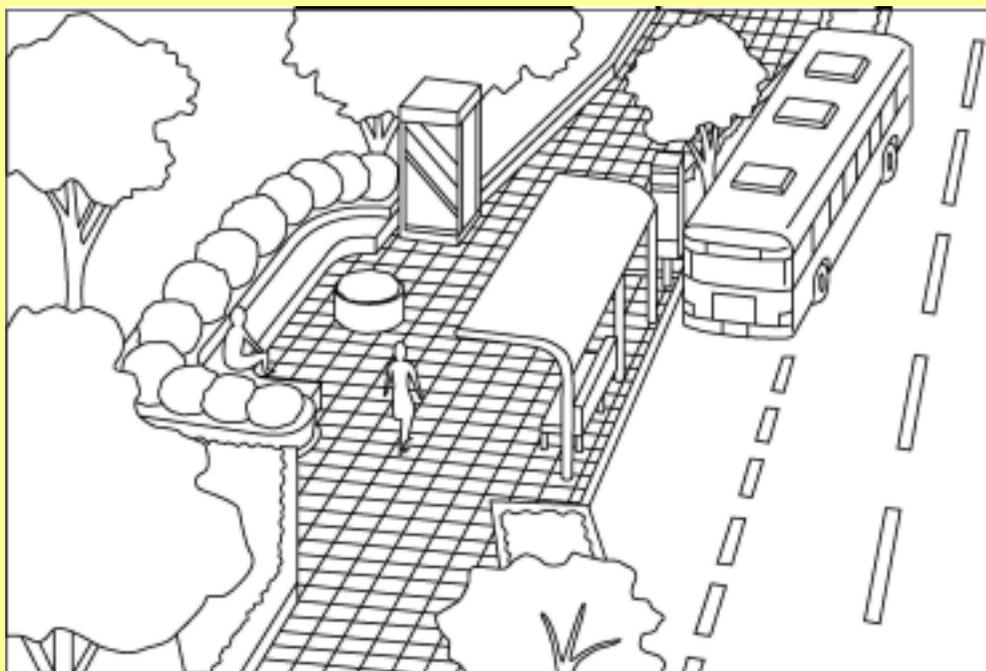


第2章 横断面の構成

2-7 自転車道、自転車歩行者道および歩道 幅員

留意事項

) バス停付近では、乗降客のための空間を確保し、歩行者等と交錯しないようにする



バス停付近の例

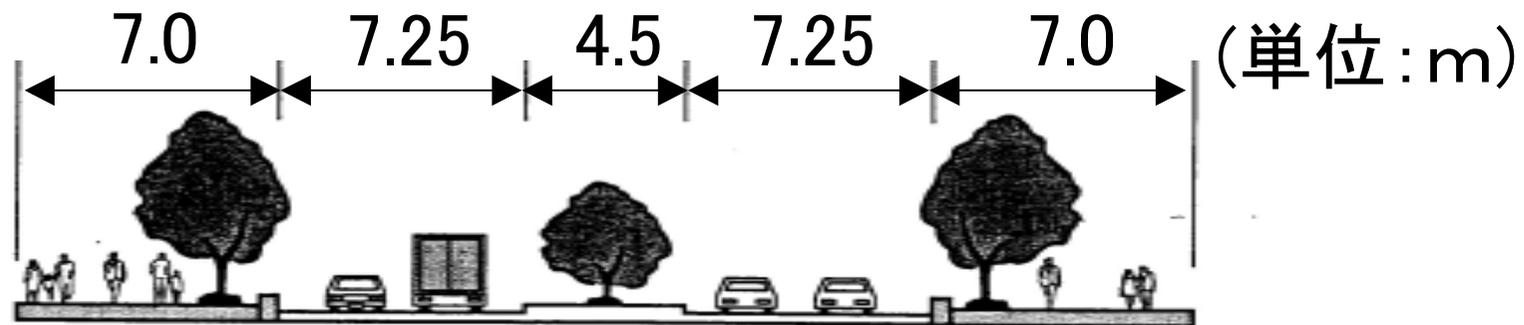
第2章 横断面の構成

2-7 自転車道、自転車歩行者道および歩道 幅員

留意事項

）都市部では、都市施設として必要な幅員（道路の美観、沿道環境の保全、路上施設・地下埋設物の収用等）を有する必要がある

都市中心部におけるシンボルロードなど、空間機能に重要な役割を担う道路では、緑豊かな幅広い歩道、自転車道等とすることが望ましい



シンボルとなる道路における歩道の例

第2章 横断面の構成

2-7 自転車道、自転車歩行者道および歩道 幅員

留意事項

) 交差点では、歩行者等の通行という本来の目的のほかに、交差道路への見通し距離を増大させ、交通の安全性に寄与するという効果に配慮する

) 地方部等で、歩行者交通量が少ない場合、道路構造令の最低幅員 2 mの歩道とする

両側設置の必要がなければ、片側のみに設置する

歩行者交通量が非常に少ない場合、歩道を設置しないこともできる

第2章 横断面の構成

2-7 自転車道、自転車歩行者道および歩道

幅員

留意事項

) トンネル部において、歩行者交通量が少ない場合は片側にのみ歩道を設置したり、管理用通路のみとする

) 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として、歩道を新設する場合、道路構造令第38条の小区間改築の特例を適用して、2m以下の幅員の歩道を設置することができる

第2章 横断面の構成

2-7 自転車道、自転車歩行者道および歩道

幅員

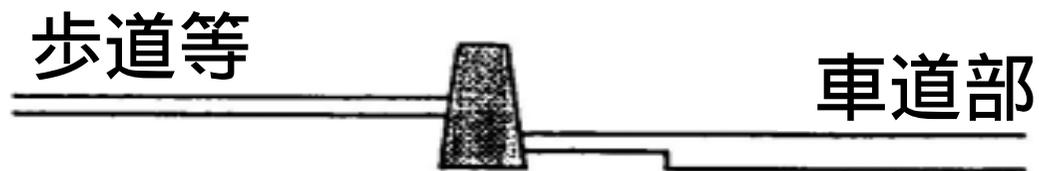
留意事項

) 幹線道路で歩行者・自転車交通量が特に少ない場合、路肩の幅員を半路肩ないしはそれ以上とすることにより、歩行者や自転車の通行空間とすることもできる

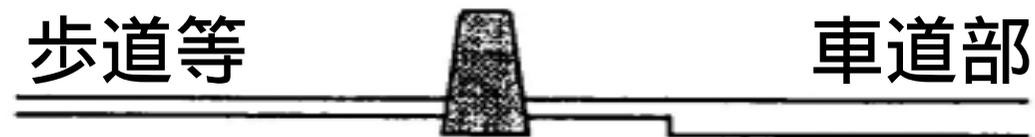
第2章 横断面の構成

2-7 自転車道、自転車歩行者道および歩道

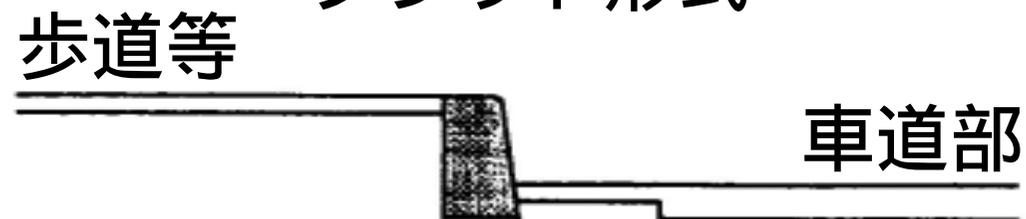
構造 形状



セミフラット形式



フラット形式



マウントアップ形式

第2章 横断面の構成

2-7 自転車道、自転車歩行者道および歩道

構造

形状

セミフラット形式の採用が基本

歩道等の形式の特徴

	セミフラット形式	フラット形式	マウントアップ形式
すりつけ勾配の発生	勾配が生じない	勾配が生じない	勾配が生じる
視覚障害者の歩車道境界の識別	識別が容易	識別が困難なケースもある	識別が容易
車道面から歩道面への雨水の流入	流入のおそれがない	流入のおそれがある	流入のおそれがない

第2章 横断面の構成

2-7 自転車道、自転車歩行者道および歩道 歩行者の滞留の用に供する部分

歩道等には、必要がある場合に、歩行者の滞留の用に供する部分を設ける

(横断歩道、バス停等に係る歩行者の滞留により、歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行を妨げないことを目的とする)

第2章 横断面の構成

2-7 自転車道、自転車歩行者道および歩道 歩行者の滞留の用に供する部分



交差点の横断歩道付近の例

第2章 横断面の構成

2-7 自転車道、自転車歩行者道および歩道 道路交通法との関係

自転車歩行者道は、道路交通法上は普通自転車の歩道通行可として扱われる

自転車歩行者道において、自転車通行可とするためには、都道府県公安委員会による交通規制が必要

歩行者の通行に支障がなく、かつ自転車の通行に危険がないと認められる場合で、かつ歩道幅員が2 m以上（橋梁、高架の道路、トンネル等内で特に必要がある場合は1.5 m以上）の場合は、自転車の通行が可能

第2章 横断面の構成

2-9 植樹帯

■植樹帯の設置

◇植樹帯の設置範囲の見直し

→第4種第2級の道路についても植樹帯を設けるように改正

◇植樹帯の幅員

・都市や地域の骨格となる道路

→地域特性に見合った空間機能の確保の観点から広い道路幅員が必要

標準値(1.5m)よりも広い植樹帯の設置が望ましい

第2章 横断面の構成

2-9 植樹帯

■植樹帯の設置

留意事項

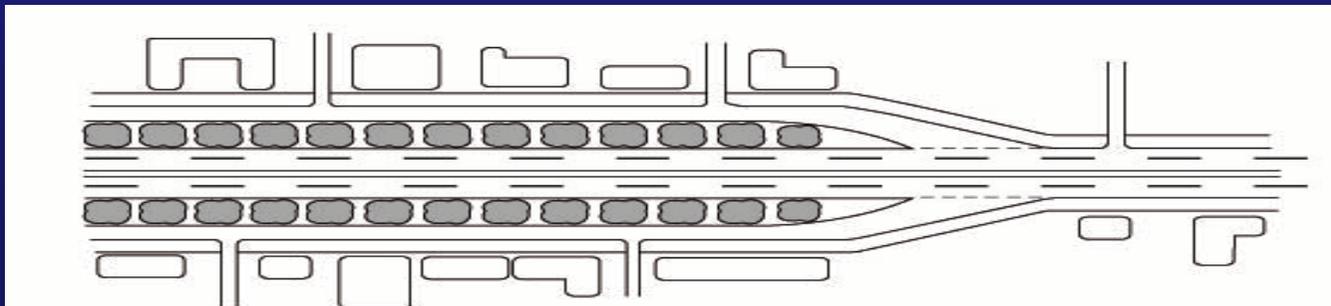
- ・交差点近傍部などにおいて安全な通行を確保するため必要な視界を妨げないよう、見通しに必要な空間を確保
- ・連続的に植樹帯を設置した区間には、線形が厳しい区間等を除いて一般に車道側の防護柵を設置する必要はない

第2章 横断面の構成

2-10 副道

■副道の設置

- ・取付道路を集約し本線の円滑化を図る場合
- ・遮音壁を連続して設ける必要があるため、沿道への自由な出入りができなくなる場合に沿道への出入りを確保するため
- ・市街地形成や防災などの空間機能を確保するため



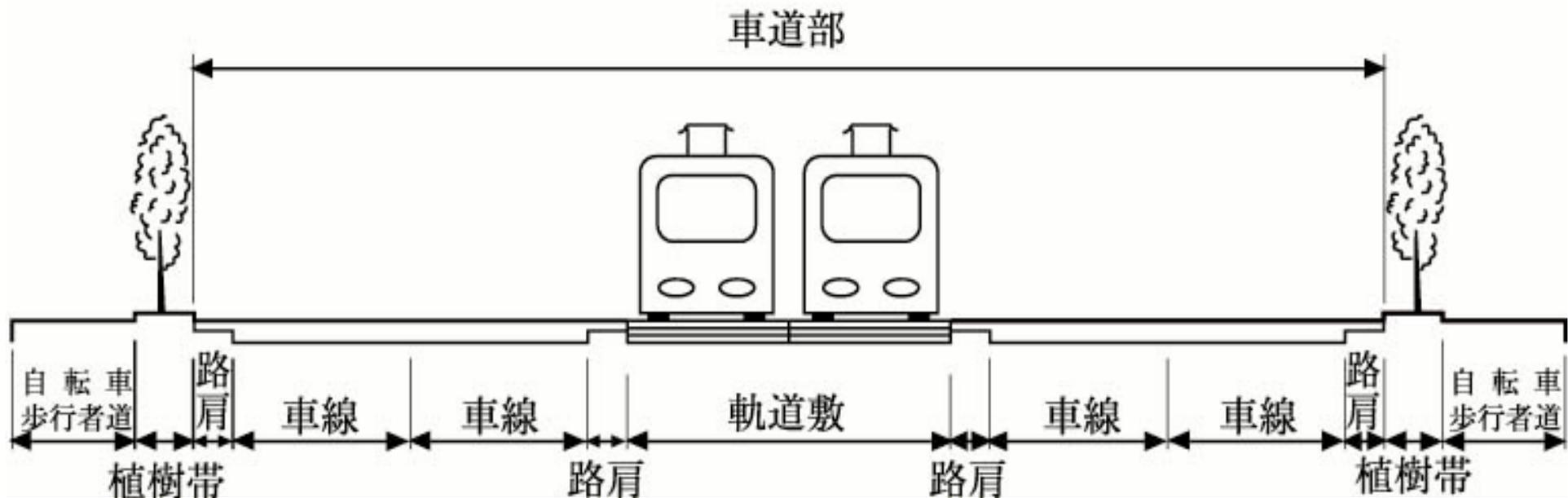
第2章 横断面の構成

2-12 軌道敷および路面電車停留場

■軌道敷

◇横断面構成要素として軌道敷を追加

- ・専ら路面電車の通行の用に供することを目的とする軌道敷を新たに道路の部分として位置付ける

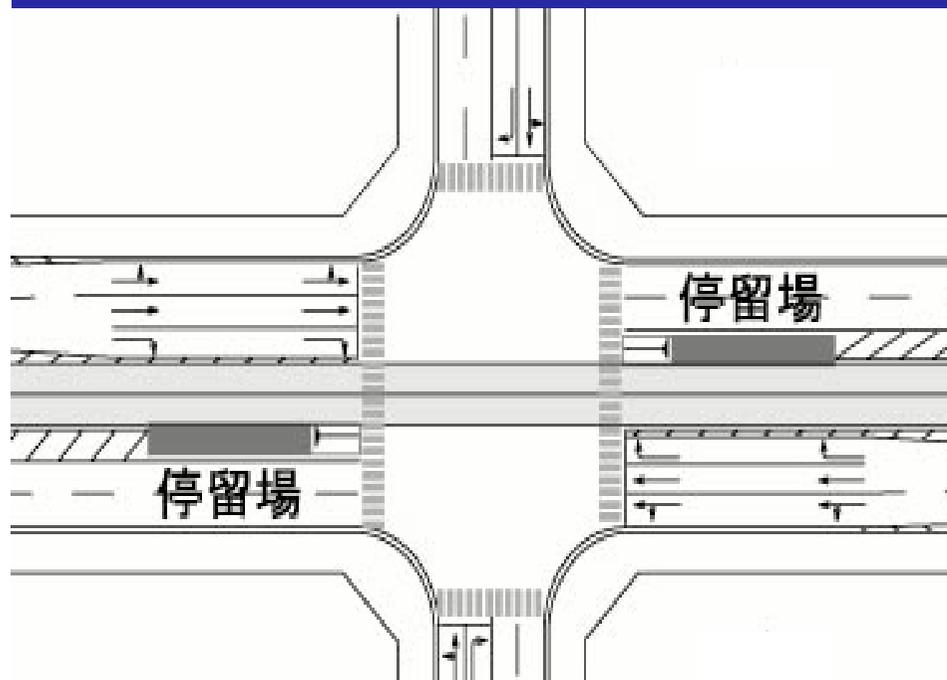


第2章 横断面の構成

2-12 軌道敷および路面電車停留場

■軌道敷の設置

- ・道路中央に設置
→停留場における路面電車利用者の安全性,右折車の処理
- ・道路中央以外に設置
→沿道アクセスや駐停車車両等の沿道利用,平面交差点の交通処理



道路の中央に設置した例



道路片側に設置した例

第2章 横断面の構成

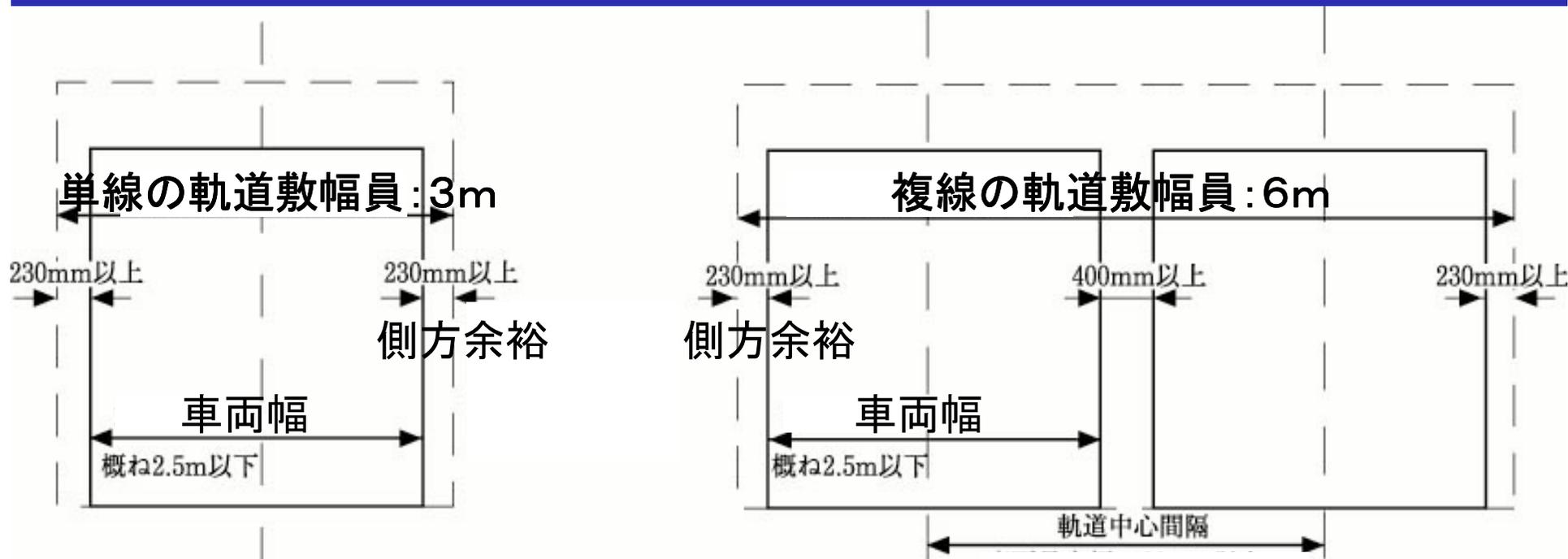
2-12 軌道敷および路面電車停留場

■軌道敷の幅員

◇標準的な路面電車の車両幅に側方余裕を加えた値として設定

・単線の場合 : 3m

・複線の場合 : 6m



(a)単線の場合

(b)複線の場合

第2章 横断面の構成

2-12 軌道敷および路面電車停留場

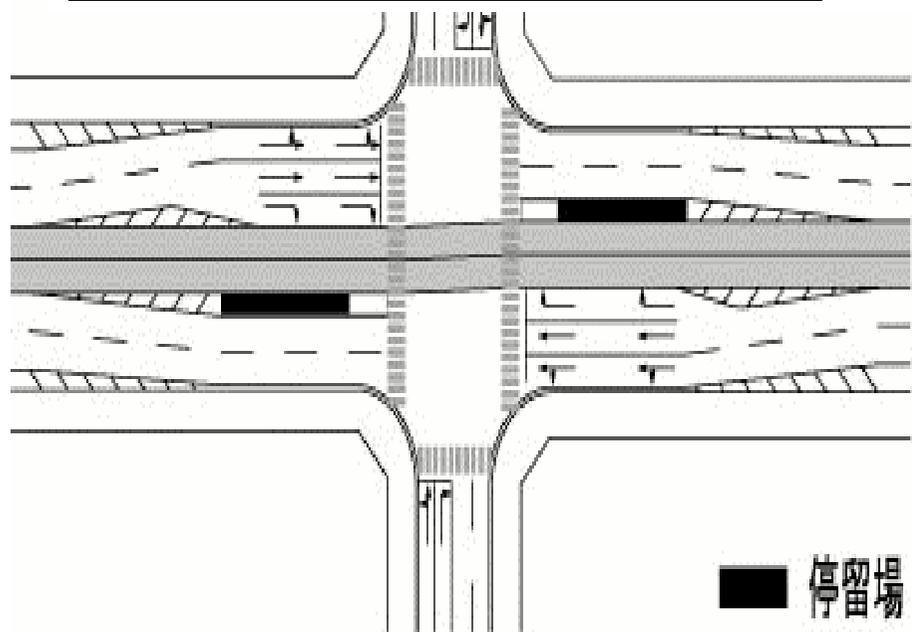
■路面電車停留場設置時の留意事項

◇安全上必要と判断される場合は、交通島を設置

◇交差点部における停留場の設置位置

→利用者の利便性・安全性, 車線の確保, 線形の円滑性等の観点から判断

停留場を交差点の先に設置



停留場を交差点の手前に設置

